

別表 1 （第 3 条第 1 項(2)関係）

対象事業

1	新規事業 令和 7 年度（2025年度）から新たに秋のライトアップを行う事業
	注 1：照明のライトにより、秋の紅葉の色づきを活かしてライトアップするものをいう。 ※木の枝等に電飾の機材を巻き付ける等によるイルミネーションや、街路灯や提灯の設置によるライトアップは除く。 注 2：実施する場所は、公園等であり、適切な暗さが確保され、ライトアップが映えるような場所を選定すること。 注 3：対象とする樹木は、紅葉に適した木（モミジ、イチョウ等）とし、恒常的に植樹されているものに限る。（ポット等に植えられた樹木は対象としない） 注 4：照明器具に関しては、購入のみを助成対象とする。（リース、レンタル等の賃借料は助成対象外。ただし自己負担でのリース、レンタル等は可能。） 注 5：本事業は、ライトアップに係る経費を助成するものであり、イベント等を併催する場合もイベント等の経費は助成しない。 注 6：自己負担で提灯を設置することは可能であるが、照明のライトがメインとなるように配慮すること。 注 7：ライトアップのデザイン計画の策定、光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。照明デザイナーとは、過去に光源配置や照明器具選定等のライトアップに係る業務実績を有するものをいう。 注 8：新規事業のほか、過去に実施している事業に加える新たな内容も対象とする。ただし、単純な機材の更新は除く。
2	継続 2 年目事業 令和 6 年度（2024年度）秋のライトアップモデル事業費助成金の新規事業として採択され、事業が完了し、助成金の交付を受けた事業
	注 1：照明のライトにより、秋の紅葉の色づきを活かしてライトアップするものをいう。 ※木の枝等に電飾の機材を巻き付ける等によるイルミネーションや、街路灯や提灯の設置によるライトアップは除く。 注 2：実施する場所は、公園等であり、適切な暗さが確保され、ライトアップが映えるような場所を選定すること。 注 3：対象とする樹木は、紅葉に適した木（モミジ、イチョウ等）とし、恒常的に植樹されているものに限る。（ポット等に植えられた樹木は対象としない） 注 4：照明器具に関しては、購入のみを助成対象とする。（リース、レンタル等の賃借料は助成対象外。ただし自己負担でのリース、レンタル等は可能。） 注 5：本事業は、ライトアップに係る経費を助成するものであり、イベント等を併催する場合、イベント等の経費は助成しない。 注 6：自己負担で提灯を設置することは可能であるが、照明のライトがメインとなるように配慮すること。 注 7：ライトアップのデザイン計画の策定、光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。前回実施の際に受けた照明デザイナーからの指導、意見を踏襲した内容で実施すること。（前回実施時と同規模・同内容で実施の場合は照明デザイナーの活用を必須としない）。 注 8：令和 6 年度（2024年度）秋のライトアップモデル事業と同規模以上で事業実施するものに限る。
3	継続 3 年目事業 令和 6 年度（2024年度）秋のライトアップモデル事業費助成金の継続 2 年目事業として採択され、事業が完了し、助成金の交付を受けた事業
	注 1：照明のライトにより、秋の紅葉の色づきを活かしてライトアップするものをいう。 ※木の枝等に電飾の機材を巻き付ける等によるイルミネーションや、街路灯や提灯の設置によるライトアップは除く。 注 2：実施する場所は、公園等であり、適切な暗さが確保され、ライトアップが映えるような場所を選定すること。 注 3：対象とする樹木は、紅葉に適した木（モミジ、イチョウ等）とし、恒常的に植樹されているものに限る。（ポット等に植えられた樹木は対象としない） 注 4：照明器具に関しては、購入のみを助成対象とする。（リース、レンタル等の賃借料は助成対象外。ただし自己負担でのリース、レンタル等は可能。） 注 5：本事業は、ライトアップに係る経費を助成するものであり、イベント等を併催する場合、イベント等の経費は助成しない。 注 6：自己負担で提灯を設置することは可能であるが、照明のライトがメインとなるように配慮すること。 注 7：ライトアップのデザイン計画の策定、光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。前回実施の際に受けた照明デザイナーからの指導、意見を踏襲した内容で実施すること。（前回実施時と同規模・同内容で実施の場合は照明デザイナーの活用を必須としない）。 注 8：令和 6 年度（2024年度）秋のライトアップモデル事業と同規模以上で事業実施するものに限る。

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 区市町村の長からの推薦があること
- (2) ライトアップを行う公園等について、当該管理者との事前の調整等を行い、ライトアップの実施について占用許可など必要な許可等が取れていること。(又は取れる見込みであること。)
- (3) ライトアップの実施について、公園等の占用にあたり、都又は区市町村等の共催又は後援が必要な場合は、当該共催又は後援が取れていること。(又は取れる見込みであること。)
- (4) 助成を得て実施する事業については、主催が当該申請団体であること。
(不可な例：観光協会や指定管理者が申請者であるが、主催が区市町村名となっている場合)
- (5) イベント実施に当たっては、節電やSDGsを意識した取組を実施すること。(ライトアップに使用する光源は、LEDを活用するなどにより省エネに配慮すること。)
- (6) 来場者へのアンケート調査や来場者数の測定など、ライトアップによる、効果等の測定を行い、その結果を観光財団へ報告すること。(ただし、調査に伴う経費は助成対象外) また、東京都、観光財団が必要に応じて実施する効果測定等に協力できること。
- (7) 交付決定後、月1度を目途に財団に事業の進捗状況について報告できること。
- (8) ライトアップのデザインは、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。
- (9) ライトアップの安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。
- (10) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

別表 2 （第 4 条第 1 項関係）

1 ライトアップモデル事業の助成対象経費

区 分	摘 要
機材・設備・備品の購入費	日用品類、賃借料（リース等）は除く。
会場設営及び運営委託に要する経費	ライトアップのデザインに要する経費、警備等も含む。
工事費	電気工事費、取付工事費等
消耗品の購入費	事業実施に必要なものに限る
電気代	ライトアップの実施に必要なものに限る
公園等の借用に係る占用料又は賃借料	
事業周知に要する経費	経常的な経費（ホームページの更新等）は除く。
賠償責任・傷害保険等に係る経費	ライトアップ実施にあたっての、参加者に対する賠償責任・傷害保険等

＊秋の紅葉を活用した一時的なライトアップに要する経費のみを助成対象とし、年間を通じた常設のライトアップに係る経費（常設用機材の設置工事費等）は助成対象としない。

＊百万円以上の経費については、原則、3 社以上の業者からの見積書を取得し、適正な価格の業者を選定すること。

＊上記の他、ライトアップに必要な経費（その他諸経費）については、審査の上、交付対象とする。

＊「事業周知に要する経費」の助成金額は、助成対象経費全体の 1 割以内とする。

＊事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

（参考）ライトアップモデル事業の助成対象外とする経費の例

区 分	摘 要
助成事業者の人件費	
施設設備等の維持管理に係る経費	固定経費、経常的経費
動産の保険、イベント中止保険	中止に伴い発生する出演料や会場のキャンセル料等
金券等購入費	
使用実績のないもの	
助成事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等、代金引換手数料等

別表 3（第 5 条関係）

財団が助成事業者に交付する助成金の額は、助成対象経費の助成率以内の額（千円未満の端数は切り捨て）と、助成限度額のいずれか低い金額とする。なお、各対象事業の助成率及び助成限度額は次のとおりとする。

1 別表 1（第 3 条第 1 項（2）関係）の対象事業「1」に記載する事業

助成率	
	1 0 分の 1 0 以内（千円未満の端数は切り捨て）
助成限度額	
	1 団体当たり 6 0 0 万円

2 別表 1（第 3 条第 1 項（2）関係）の対象事業「2」に記載する事業

助成率	
	ライトアップ実施に係る機材・設備・備品の購入費：助成率 1 0 分の 1 0 以内（千円未満の端数は切り捨て）
	ライトアップ実施に係る機材・設備・備品の購入費を除く助成対象経費：助成率 2 分の 1 以内（千円未満の端数は切り捨て）
	ただし、環境への配慮や都が推進するHTTの取組（※）を行う場合は、ライトアップ実施に係る機材・設備・備品の購入費を除く助成対象経費の助成率を 3 分の 2 以内とする。
	※取組例：自家発電にバイオ燃料（ミドリムシ由来、地域の廃食油等を利用）を使用、再生エネルギー電力（太陽光、地中熱、バイオマス等）を使用、環境価値証書の購入（グリーン電力証書、J-クレジット）、ライトアップ鑑賞の来街者に対して都が推進するHTTの取組啓発の実施 など
助成限度額	
	1 団体当たり 3 0 0 万円

3 別表 1（第 3 条第 1 項（2）関係）の対象事業「3」に記載する事業

助成率	
	ライトアップ実施に係る機材・設備・備品の購入費：助成率 1 0 分の 1 0 以内（千円未満の端数は切り捨て）
	ライトアップ実施に係る機材・設備・備品の購入費を除く助成対象経費：助成率 3 分の 1 以内（千円未満の端数は切り捨て）
	ただし、環境への配慮や都が推進するHTTの取組（※）を行う場合は、ライトアップ実施に係る機材・設備・備品の購入費を除く助成対象経費の助成率を 2 分の 1 以内とする。
	※取組例：自家発電にバイオ燃料（ミドリムシ由来、地域の廃食油を利用等）を使用、再生エネルギー電力（太陽光、地中熱、バイオマス等）を使用、環境価値証書の購入（グリーン電力証書、J-クレジット）、ライトアップ鑑賞の来街者に対して都が推進するHTTの取組啓発の実施 など
助成限度額	
	1 団体当たり 2 0 0 万円